

《 料 金 表 》

基本サービス費について（当センターは、連携型事業所です）

1ヶ月当たりの定額料金(当センターで算定)	
	訪問介護利用時の料金
要介護1	5,446円
要介護2	9,720円
要介護3	16,140円
要介護4	20,417円
要介護5	24,692円

連携先訪問看護事業所を利用する場合の1か月当たりの訪問看護料金(連携先で算定)

訪問看護利用時の料金
2,961円
3,761円

+

※テレビ電話等の通話料は、実費をいただきます。

他サービスを利用した場合の料金の計算について

(通所系サービス利用時)

	1日当たりの減算額
要介護1	▲62円
要介護2	▲111円
要介護3	▲184円
要介護4	▲233円
要介護5	▲281円

通所系サービス利用例

- 要介護2の方
- 月4回通所介護を利用

$9,720 - (111 \times 4回) = 9,276円$
 (利用者負担全体としては、これに通所介護費が追加)

(短期入所サービス利用時)

	1日当たりの日割り単価
要介護1	179円
要介護2	320円
要介護3	531円
要介護4	672円
要介護5	812円

ショートステイ利用例

- 要介護2の方
- 月4日短期入所生活介護を利用

$320 \times (30日 - ※3日) = 8,640円$
 (利用者負担全体としては、これに短期入所生活介護費が追加)
 ※退所日については減算の対象としない

その他の加算について

加算名等	単位数	備考(算定要件等)
初期加算	30円/日	利用開始日以降30日間に限り加算
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数 × 13.7%	介護職員の賃金改善等に取り組む事業所に加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数 × 2.4%	上記処遇改善加算を算定し、職員の賃金改善に充て、かつ改善額の2/3以上をベースアップ等に充当した場合
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数 × 6.3%	経験・技能を有する介護人材の更なる処遇改善を実施している場合
総合マネジメント体制強化加算	800円/月	利用者が在宅での生活を継続できるよう、積極的な連携体制整備を行った場合に加算
サービス提供体制強化加算	750円/月	介護福祉士や常勤職員の占める割合、職員の勤続年数が評価基準を満たしている事業所に加算

※ については、区分支給限度額の算定対象外 (R6.6.1~ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として一本化 24.5%)